

### 第32回契約監視委員会－議事概要－

1. 開催日時：平成27年7月14日（火） 13：30～16：30
2. 開催場所：本部棟 2階 第1会議室
3. 出席者：（委員会）：川野辺委員長、畑中委員、堀田委員、青木委員、有澤委員  
（研究所）：黒木理事、石原総務部長、  
川口契約課長、黒澤監査・コンプライアンス室長 他
4. 議題：
  - （1）配布資料の確認及び前回までの議事概要について
  - （2）平成26年度下期における随意契約の事後点検について
  - （3）平成26年度下期における一者応札の事後点検について
  - （4）今後契約監視委員会においてご審議をお願いしたい事項について
  - （5）調達等合理化の取組の推進について
  - （6）最近の放医研をめぐる動きについて
  - （7）その他
5. 配付資料：
  - 1 第26回～第31回契約監視委員会－議事概要－
  - 2-1 平成26年度契約データ
  - 2-2 平成26年度競争性のない随意契約の状況について（概要）
  - 2-3 平成26年度契約（競争性のない随意契約）の状況
  - 3-1 平成26年度の一者応札の状況について（概要）
  - 3-2 平成26年度契約（一者応札）の状況
  - 3-3 平成26年度2年連続一者応札の状況について（概要）
  - 3-4 平成26年度契約（2年連続一者応札）の状況
  - 3-5 2年連続して一者応札・応募となった事案フォローアップ票（平成26年度分）事後点検
  - 4 今後契約監視委員会においてご審議をお願いしたい事項について
  - 5 平成27年度国立研究開発法人放射線医学総合研究所調達等合理化計画（案）

参考資料1 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」

参考資料2 「独立行政法人の随意契約に係る事務について」

参考資料3 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について（通知）」

参考資料4 「独立行政法人における調達等合理化計画策定要領」について

参考資料5 「独立行政法人の調達に関するこれまでの閣議決定等の取扱いについて」

参考資料6 『「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」について』

参考資料7 国立研究開発法人放射線医学総合研究所契約事務取扱細則（新旧対照表）

参考資料8 国立研究開発法人放射線医学総合研究所契約事務取扱細則（現行）

参考資料9 国立研究開発法人放射線医学総合研究所契約監視委員会規程（新旧対照表）

参考資料10 国立研究開発法人放射線医学総合研究所契約監視委員会規程（現行）

参考資料11 第32回契約監視委員会における「競争性のない随意契約」及び「一者応札・応募案件」に対する点検事案について

## 6. 議事概要：

### (1) 配布資料の確認及び前回までの議事概要について

事務局より、議事次第に基づき、配付資料が確認された。また、資料1に基づき、前回までの議事概要についての説明があり、了承された。

### (2) 平成26年度下期における随意契約の事後点検について

事務局より、資料2-1から2-3に基づき、平成26年度下期における随意契約の状況について説明があり、特に問題は認められないとして了承された。

### (3) 平成26年度下期における一者応札の事後点検について

事務局より、資料3-1から3-5に基づき、平成26年度下期における一者応札の状況について説明があり、特に問題は認められないとして了承された。

#### (主な議論)

- ・委員より、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」等を踏まえて、今まで一者応札であった契約案件を随意契約として契約することになった場合には、随意契約の公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達となるよう説明責任が果たせるようにした方がいいとの意見があった。
- ・委員より、工事で同じような件名の契約が複数件あり、そのうちの一件について落札率が極端に低くなっている理由について質問があった。事務局より、1,000万円を超える工事契約で、かつ落札率が90%を下回っている場合には低価格調査を実施して、落札率が低くなった理由について確認をしている。本件については契約金額が1,000万円以下であったため低価格調査の対象案件ではなかったが、工事の予定価格は参考見積もりではなく物価資料で積算をしていることと、入札額を低く設定した業者が入札に参加した結果、落札率が低くなっている旨の回答があった。
- ・委員より、汎用性の違いによる振り分けの考え方が不明確なので、分けた理由についての説明が必要であるとの意見があり、事務局より、仕様書を見た上で汎用性を決定している、今後については要求部署とも調整した上でご相談させていただきたい旨の回答があった。

### (4) 今後契約監視委員会においてご審議をお願いしたい事項について

事務局より、資料4に基づき、今後契約監視委員会においてご審議をお願いしたい事項についての説明があり、以下の内容により今後の審議は行うこととして了承された。

- ・調達等合理化計画の点検について、放医研が毎年度作成した調達等合理化計画（案）について審議を行い、審議において出された意見やコメントが同計画に適切に反映され、必要な修正が図られているか点検を行う。
- ・放医研が年度終了後に取り纏めた当該年度の調達等合理化計画の自己評価について点検を行う。
- ・個々の契約案件について、上半期と下半期ごとに競争性のない随意契約（少額随意契約及び不落随意契約を除く。）についての妥当性（公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施しているか）の事後点検を行う。
- ・個々の契約案件について、上半期と下半期ごとに一者応札・応募案件について、件数が減少していることの確認と適切な対応が図られているかの点検を行う。
- ・具体的な点検方法については、今後委員と相談の上決定する。
- ・必要があれば柔軟に対応することとする。

(主な議論)

- ・委員より、他の法人はどのようにやっているのか調べてほしい旨の意見があり、事務局より、次回の委員会までに他の法人がどういう形でやっているかご報告したい旨の回答があった。
- ・事務局より、点検結果の公表は全数公表を考えている、点検方法についてはサンプルでおこなうこととするのか、次回の会合の前に委員長と相談させていただきたい旨の提案があり、委員より、方向性としてはサンプルによる点検の方向でやらざるを得ないと思う旨の回答があった。
- ・委員より、随契の報告内容としては、契約事務取扱細則の適用条項、条項を適用した理由、契約の相手方、契約金額、随意契約の内容、随意契約の妥当性を示す理由等の内容で報告していただきたい旨の意見があった。事務局より随意契約の妥当性を示す理由等については、要求部署とも調整をしつつ、国民に対しても分かりやすい資料とするように努める旨の回答があった。
- ・委員より、研究開発等に関する調達については、研究開発成果の最大化を目指すために合理的な調達を行うこととしているが、契約事務取扱細則では随意契約にすることができる規定となっていることも踏まえて、研究開発成果が活かされるように考慮しつつ、一者応札であった契約案件を随意契約に移行するのは徐々にしたほうが良い旨の意見があり、事務局より、研究部と相談しつつ研究成果の最大化のためにより良い合理的な調達を行うこととしたい旨の回答があった。
- ・委員より、調達等合理化計画の自己評価の点検時期について質問があり、事務局より、6月末までに計画を策定・公表することになるので、5月下旬から6月上旬頃になると思う旨の回答があった。

(5) 調達等合理化の取組の推進について

事務局より、資料5に基づき、調達等合理化計画(案)について説明があり、今年度は、この計画を進めて、毎年度見直しをしていくこととして了承された。

(主な議論)

- ・資料5の「調達の進め方」について纏めた説明資料へ記載した「72日以内に公表」の記載について、わかりやすい表現に変更することとする。
- ・調達等合理化計画(案)には誤植や段落のずれ等があるので修正することとする。
- ・委員より、契約審査委員会については従来から行っているものであるとわかるように修正をしたほうが良いとの意見があった。
- ・委員より、「調達に関するガバナンスの徹底」の文章へ研究開発成果の最大化のために何をするのかを定性的・具体的に記載してはどうかとの意見があった。

(6) 最近の放医研をめぐる動きについて

事務局より、口頭により最近の放医研をめぐる動きとして、法人統合について説明があった。

(7) その他

委員より、今後の書面審議について質問があり、事務局より、書面審議については原則行わなくなる旨の回答があった。

また、事務局より、調達等合理化計画の修正版が纏まり次第、各委員へ確認して頂くとともに、次回は本年11月頃の開催を考えており、今後も協力をお願いしたい旨の説明があった。

以上